

経営力強化分

令和8年度唐津市中小企業等活性化支援事業補助金



DXなどの生産性向上や経営基盤の強化、また、新分野展開や新商品開発などチャレンジする中小企業者を支援します

● 補助対象事業者 唐津市内の中小企業者等

※補助金申請には、事前に事業計画等について、事業所所在地にある各商工団体（唐津商工会議所、唐津東商工会、唐津上場商工会）若しくは一般社団法人佐賀県中小企業診断士協会所属の中小企業診断士に相談し、確認を受ける必要があります。また、商工団体の会員である必要があります。新規に会員になる方も対象です。

※以下に該当する者は、補助対象になりません。

- 市税の滞納者
- 政治団体、宗教団体、暴力団、暴力団員など
- 農業、林業、漁業に属する者(会社を除く)
- 補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

事業期間
交付決定日から
令和9年3月15日
まで

● 補助率および補助金額

① DX枠

補助率：2分の1 補助金額：上限50万円

② GX枠

補助率：2分の1 補助金額：上限50万円

● 申請期間 （郵送または電子メールでの提出にご協力ください。）

令和8年5月15日（金）～6月30日（火）（郵送必着）

※申請期間終了後審査を行い、交付決定後（おおむね7月中旬以降）の事業開始となります。

※申請額が予算の上限を超えた場合、抽選を行い採択順を決定します。



● 申請書類 （様式は、窓口やHPで入手してください。）

- 確認書 (第1号様式)
- 採択申請書 (第2号様式)
- 事業計画書 (別紙)
- 申請書（採択後提出） (第4号様式)
- 収支計算書 (第4号様式別紙3)
- 市税納税証明書
- 唐津市市内の事業者と分かる資料
- 補助対象経費の内容が分かる資料

※見積書は2者以上から取るなど、経費削減に努めてください。また、市内業者への発注に努めてください。

※配布場所 唐津市ホームページ、商工振興課窓口

唐津商工会議所、唐津東商工会、唐津上場商工会

申請先：唐津市役所 商工観光部 商工振興課（大手ロセンタービル5階）

郵送：〒847-8511 唐津市西城内1番1号 唐津市役所 商工振興課 宛

● 問い合わせ TEL：(0955) 72-9141 FAX：(0955) 72-9182
(商工振興課) メール：syoukou@city.karatsu.lg.jp

HPは
こちら



※補助対象になる事業（経費）について詳しくは裏面をご覧ください。

● 補助対象となる事業（主な経費）

システム構築費、技術導入費、通信運搬費、外注費、備品購入費、工事請負費、
その他諸経費 ※下限：補助対象経費30万円

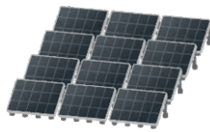
● 対象事業のイメージ

【DX枠】

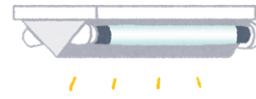


データ・業務改善ツールの導入 セルフオーダーシステムの導入 在庫管理システムの導入

【GX枠】



再生可能エネルギー設備の導入



事業所内のLED化等の省エネ対策

● 成果目標

事業計画書に成果目標を定めること

（例）事業の新規性、独自性、生産性、発展性、社会課題の解決など

● 補助の対象にならない事業（経費）

補助対象外経費	例
汎用性が高く、業務以外に使用する可能性が高い物	パソコン、タブレット端末、プリンターその他周辺機器等（Wi-Fiルーター、サーバーなど）、複合機、ラミネート機、電話機、家庭用及び一般事務用ソフトウェア など
不動産の購入	新規店舗の土地、駐車場増設の土地 など
既存の設備・施設の単なる修繕、買替えまたは清掃	古くなった換気扇、破れていた網戸の取り換え、定期清掃など
継続的に係る経費	光熱水費、燃料費、システム保守料、インターネット回線料など
販売する商品の原材料費	小麦や卵などの原材料、木材や部品 など
食糧費、遊興費、娯楽費及び接待に係る経費	社員研修旅行、飲み会 など
公租公課費	消費税相当額及び地方消費税相当額、産業廃棄物税、収入印紙など
換金性の高い金券、有価証券等の購入に係る費用	タクシーチケット、商品券 など
借入金等の支払利息及び遅延損害金の支払に係る費用	融資の返済、法人税の滞納金の返済 など